

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

富山市長

市町村名 (市町村コード)	富山市 (162019)
地域名 (地域内農業集落名)	大山地区 上野、上滝1区、上滝2区、中滝、三室荒屋、文珠寺1区、東小俣、西小俣、長瀬、新町、岡田1、松ノ木、牧、才覚地、本宮、粟巣野、文珠寺2区、文珠寺3区-1、文珠寺3区-2、岡田2、田畠1、上善名、下番、馬瀬口1、中番、小原屋、大栗、花崎、上大浦、中大浦、下大浦、桑原、大場、田畠2、田畠3、下善名、馬瀬口2、東福沢1区、東福沢2区、東福沢3区、東福沢4区、東福沢5区、東福沢6区、東福沢7区、火土呂、小佐波、牧野、布目、東黒牧、榎ヶ原、小谷、砂見、芋平、日尾、瀬戸、馬瀬、石淵、下双嶺、小坂
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・中山間地域のため農業生産条件が不利な農地がある。  
・地域における担い手の確保状況は、認定農業者16経営体、その他地域の中心経営体が2経営体となっているが、十分ではない。その他の農業者については、当面は現状のまま営農を継続するが、高齢化が進行しており、農集落営農組織や新規就農者等による後継者が確保されない場合、農家数の減少が見込まれ、不作付地の拡大が懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・担い手農家への農地の集積・集約化を進める。  
・水稲中心の作付けに加え、飼料稲、WCS、大麦、大豆、そば及び野菜(白ネギ、にんじん、みょうが等)を作付けし、推進品目を明確化する。  
・主穀作以外の野菜等の作物を積極的に取り組み、複合化を図る。  
・作物のブランド化やマーケティングを積極的に行うことで、高付加価値を高める。  
・農家子弟や新規就農希望者を積極的に取り込み、地域農業の活性化につなげる。  
・離農や規模縮小する農家の農地を借り受けたり耕作放棄地を解消するため、規模拡大及び生産性向上を図るために機械・施設を更新し、農業経営の効率化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	979 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	979 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

市街化区域を除く農用地、農業振興地域の農用地を基本とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、当地区全ての農地を担い手に集約する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の出し手は原則として農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上等を図るため、農業者の要望を踏まえて、費用に見合った用排水路等の基盤整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
富山県や富山市、JAと連携し、地域内外から多様な経営体の参入、就農を支援し、確保・育成を図る。また、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援など、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今後、地域の協議の場で検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣による農作物被害の軽減を図るため、鳥獣被害対策を実施する。
- ②減農薬減化学肥料による特別栽培や有機栽培を推進していく。
- ③農作業の省力化を図るため、スマート農業を推進していく。
- ⑦農業農村が有する多面的機能の発揮を図るため、多面的機能支払交付金等の事業を活用し、土地改良施設等の保全管理を推進する。
- ⑨「耕種農家」と「畜産農家」が連携した循環型農業の推進。